

第 156回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第156回  
日本司法支援センター審査委員会  
議事次第

1 日時

令和3年7月20日（火）午後1時34分～午後2時52分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター第一会議室

3 議題

午後 1 時 34 分開会

○高橋委員長 156回目の審査委員会となります。

御多忙のところ、また猛暑のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日もウェブ会議でございますが、永渕委員はここにおいでです。そして、また飯室委員は電話でということになります。

現在、8名の委員が御出席でございますので、定足数は充足しております。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料を確認させていただきます。配付資料は、事前にお送りしているものといたしまして、審議順に令和3年審第1号、第2号、第3号、第4号、第5号の5点と、追加配付資料として、審第1号の資料1-2の1点になります。

なお、審第3号につきましては、開催通知が不到達であったため、掲示期間中です。

よろしくをお願いします。

○高橋委員長 では、本日の議事を確認させていただきますと、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は、形式的には6件、実質4件ということになります。

では、早速ですが、最初の令和3年審第1号、資料1でございます。資料1、1-1、1-2でございます。石塚室長、説明をお願いいたします。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審1号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 次でございます。資料2でございますが、審第2号でございます。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審2号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 それでは、審第4号、資料4でございます。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審4号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 次が審第5号、資料5、それから5-1、それでは後でちょっとお諮りいたしますが、5-2という資料も出てはおります。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審5号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、これの処理、そのように措置させていただきます。

それで、本日、全て終わりましたので、次回以降の予定ですが、8月もやるということのようですが、ちょっとお願いいたします。

○事務局 今後の予定についてお話しいたします。

今回は8月13日、金曜日、午後1時30分から予定させていただいております。審議いただく案件は、本日の繰越し分はありませんが、不到達掲示中で8月2日が掲示期間終了のものが恐らく1件と、新たに4件、継続が2件で、合わせて7件を予定しております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので御確認ください。

○高橋委員長 以上ですが、何か御意見、御質問があれば。

よろしいですか。8月の正にお盆の直前ですが、8月13日、金曜日、よろしく申し上げます。

それでは、156回、今日の審査委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時52分閉会